

## 川崎市高齢者の生きがいと健康づくり推進事業運営要綱

### (目的)

第1条 川崎市高齢者生きがいと健康づくり推進事業は、高齢者が家庭、地域、企業等社会の各分野で、豊かな経験と知識・技能を生かし、生涯を健康で、かつ生きがいをもって社会活動ができるよう、地域の各団体の参加と協力の下に高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の実践活動を総合的に展開することを目的とする。

### (実施主体)

第2条 事業の実施主体は川崎市とする。ただし、事業の一部又は全部を公益財団法人川崎市老人クラブ連合会に委託することができるものとする。

### (推進会議)

第3条 本事業には、推進会議を設置するものとする。

2 推進会議は、次の団体等に広く参加を呼びかけるものとする。

- (1) 川崎市老人クラブ連合会、川崎市社会福祉協議会、ボランティア団体等  
福祉、保健、医療関係団体
- (2) 町内会、自治会、婦人会等地域団体
- (3) スポーツ関係団体、経済関係団体
- (4) 福祉事務所、保健所、教育委員会等行政機関
- (5) その他、本事業を推進するため適当と認められる個人又は団体等

3 推進会議は、本事業についての企画、立案を行うとともに、事業の進行管理及び事業実施上の各段階における評価とそれに基づく事業の見直し、改善を行なうものとする。

### (事業の内容)

第4条 高齢者の生きがいと健康づくり推進事業の内容については、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 社会の各分野における高齢者の社会活動についての地域住民の啓発普及のための市民フォーラム等の開催及び広報誌、パンフレット等を活用した広報活動等
- (2) 高齢者のボランティア活動、文化伝承活動、三世代交流活動等高齢者の地域活動の振興

- (3) スポーツ・レクリエーション活動、健康増進活動等の振興
- (4) 木工・陶芸・手芸・園芸等の生産・創造活動の振興及びその作品展、販売会等の開催
- (5) 各種高齢者スポーツサークル等の育成及び関係団体・機関との連絡調整
- (6) 高齢者教養講座、レクリエーション等事業(いわゆる老人大学校運営事業及び中高年者健康生きがい講座の開催)
- (7) 高齢指導者の活用事業
- (8) 健康づくりに関する実践活動、健康に関する知識等についての普及・啓発等、高齢者の健康づくりを主とする事業
- (9) その他、本事業として適当と認められる事業

#### 附 則

この要綱は、平成元年12月28日から施行する。

この改正要綱は、平成13年4月1日から施行する。

この改正要綱は、平成25年4月1日から施行する。